ワイヤレス人材育成のための アマチュア無線の活用等に係る制度改正について②

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

JARL 会員の皆さま方には，日頃から総務省の情報通信行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。この場をお借りしまして，改めまして感謝申し上げます。

JARL NEWS 2023年春号に続きまして，ご紹介させていただく機会をいただきありがとうございます。今回は，令和5年9月25日に施行予定の内容を中心に「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る制度改正」（令和5年3月公布）につきまして，制度の概要等についてご紹介させていただきます。

1．はじめに

アマチュア無線の免許制度が大きく変わります。

アマチュア無線・電波に興味・関心を持った青少年の方などが，その興味・関心が高いうちに，迅速に，よりわかりやすい手続によりアマチュア局を開設・運用できるようになりました。アマチュア局の開設・運用までの手続の迅速化や免許制度の簡素合理化，デジタル化の推進等を行うことにより，初心者やライトユーザーの方にとって，アマチュア無線を始めやすく・続けやすくなることにつながることが期待され，申請者等の方の負担軽減や申請処理期間の短縮，行政の効率化等が進みます。

すべてのアマチュア局免許人の方に関係するものですので，今一度，ご確認をお願いいたします。これからアマチュア無線を始める方だけでなく，既にアマチュア局を開設・運用している免許人の方にとってもメリットが大きい改正となっております。

2．無線従事者免許と無線局免許の同時申請

アマチュア局の開設・運用までの期間の大幅な短縮を図るため，アマチュア無線従事者免許とアマチュア局免許を同時に申請できるようになります。

これまで，アマチュア無線従事者免許証の取得後でなければ，アマチュア局の免許申請はできませんでしたが，アマチュア無線従事者資格の国家試験合格や養成課程修了から，アマチュア局の開設・運用までの期間が大幅に短縮できるように，「アマチュア無線従事者免許」と「アマチュア局免許」を，同時に申請することができるようになりました。これにより，アマチュア無線や電波への興味・関心や意欲が高いうちに，いち早くアマチュア無線を始めることができるようになります。

必ずしも同時に申請する必要はありません。アマチュア無線従事者免許の申請を提出した後は，いつでも，アマチュア局免許の申請ができます。アマチュア局免許を申請するときには，使用する無線機のご用意が必要となります。最初に使用される無線機は，技術基準適合証明等のマークが付いた無線機がお勧めです。同時申請をする場合，申請書（無線従事者免許の申請書，無線局免許等の申請書）の提出先は，アマチュア局の設置場所や常置場所（住所等，無線機が通常置かれている場所。）を担当する総合通信局等となります。

JARL会員の皆さま方からの周知広報，特に，交信体験（体験運用）に取り組まれる方から体験者の方への周知広報を，ぜひ，お願いします。

○上位資格を取得された方やカムバックハムの方にも同時申請

新たにアマチュア無線を始める方の同時申請だけでなく，次のような同時申請も可能です。

・「上位資格のアマチュア無線従事者免許の申請」と「アマチュア局免許の変更申請」

〔例〕第3級アマチュア無線技士の方が第2級アマチュア無線技士の国家試験合格や養成課程修了の後，上位資格（第2級）の無線従事者免許の申請と無線局免許の周波数等の一括表示記号※3AMから2AMへの変更申請を同時に行うことができます。※後述の「4.周波数等の一括表示記号」をご確認ください。

・「アマチュア無線従事者免許証の再交付の申請」と「アマチュア局免許の申請」

〔例〕カムバックハムの方で無線従事者免許証を汚損，破損したり，紛失したため，無線従事者免許証の再

交付と無線局免許の開設申請を同時に行うことができます。〔資料1〕

▲総務省・電波利用ホームページ
https://www.tele.soumu.go.jp/

3. アマチュア局の申請書等の特例様式

初心者やライトユーザー（※）の方にとって見やすく・分かりやすい無線局免許申請書等の特例様式等を導入します。

アマチュア無線に興味・関心を持った青少年などの初心者やライトユーザーの方にとって分かりやすい手続や申請書等のアマチュア局の免許制度により，申請者等の方の利便性向上や手続の迅速化とともに行政コストの削減にもつながります。

※空中線電力50W以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）で移動するものの開設・運用を行う個人。

今回の改正で，新たに4つの特例様式（以下㋐～㋓）が導入され，既存のアマチュア局の様式（以下㋔と㋕）も改正されます（以下の㋐と㋑については，無線局事項書及び工事設計書との一体型となっています。）。様式については，電波利用ホームページからダウンロードできるよう準備を進めております。

㋐ライトユーザーの方用の開局申請書（新設）
㋑ライトユーザーの方用の変更等申請書・届出書（新設）
㋒アマチュア局用の再免許申請書（新設）
㋓アマチュア局用の変更等申請書・届出書（新設）
㋔無線局事項書及び工事設計書（改正）
㋕免許状（改正）

●推奨される申請（届出）様式について（無線局免許手続規則）

申請者等の区分	申請の区分	推奨様式
①初心者やライトユーザーの方 ※1，3	免許申請（開局申請）	別表第十三号第1（特例様式）
	変更申請 または 変更届	別表第十三号第2（特例様式）
	再免許申請	別表第十四号第1（特例様式）
②その他の方 ※3，4	免許申請（開局申請）※2	別表第一号 外資規制の対象外の無線局の場合
		別表第二号の三第3
	変更申請 または 変更届※2	別表第十四号第2（特例様式）
		別表第二号の三第3
	再免許申請	別表第十四号第1（特例様式）

※1 初心者やライトユーザーの方：空中線電力50W以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）で移動するものの開設・運用を行う個人の方
※2 別表第一号又は別表第十四号第2（特例様式）に、別表第二号の三第3（無線局事項書及び工事設計書）を添付して提出する必要があります。
※3 別表第一号（無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式）、別表第四号（無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式）も、引き続き使用可能です。
※4 人工衛星等のアマチュア局は、これまでどおり一般のアマチュア局とは別の様式となります。

アマチュア局の申請書等の特例様式

資料2

○ 初心者や**ライトユーザー**※1**にとって見やすく・分かりやすい無線局免許申請書等の特例様式**※2**を導入**します。

※1 空中線電力50W以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)で移動するものの開設・運用を行う個人。

※2 ４つの特例様式を新たに導入し、併せて、アマチュア局の、無線局事項書及び工事設計書、免許状も改正。

●新たに導入される４つの特例様式

①ライトユーザー用の開局申請書　②ライトユーザー用の変更等申請書・届出書
③アマチュア局用の再免許申請書　④アマチュア局用の変更等申請書・届出書

●アマチュア局の様式の改正

①無線局事項書及び工事設計書
②免許状

○ アマチュア無線に興味・関心を持った青少年などの初心者やライトユーザーにとって分かりやすい手続や申請書等のアマチュア局の免許制度により、申請者の利便性向上や手続の迅速化とともに行政コストの削減にもつながります。

（例）ライトユーザー用の無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

●無線局事項書及び工事設計書の省略部分(概要)

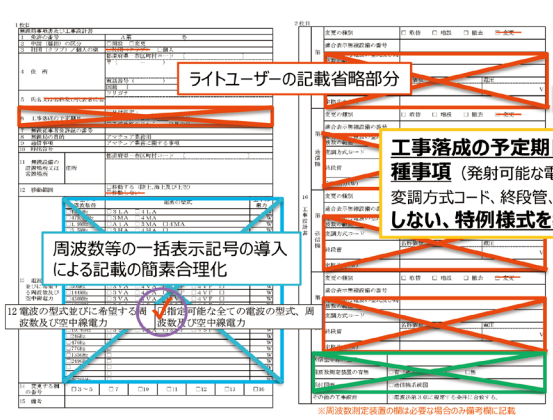

工事落成の予定期日、工事設計書中の各種事項（発射可能な電波の型式及び周波数の範囲、変調方式コード、終段管、定格電力）等**の記載を要しない、特例様式を導入**

●無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

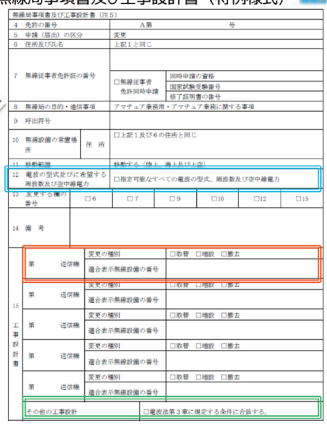

以下の表のとおり，申請者等の区分ごとに，推奨される様式（無線局免許手続規則別表）での申請等をお願いします。**第四級アマチュア無線技士，第三級アマチュア無線技士の方で，技適マークがついた一般的なトランシーバーを使用される方**（初心者やライトユーザー※の方）**は，前ページの表の①の区分での申請等が推奨される様式になります**（一部，当てはまらない場合もございます。）。〔**資料2**〕

なお，総務省では，国全体で進められている「デジタル原則」に沿って，申請・届出の原則電子化を目指した様々な取組を進めております。電子申請を行っていただくことで，申請の処理状況が分かる，免許までの期間が短くなるなど，申請者等の方にもメリットがございます。かんたん・お得な電子申請を，この機会に，ぜひ，ご利用ください（詳細は，電波利用ホームページをご確認ください。）。

4. 周波数等の一括表示記号

申請書の記載や免許状表記の簡素合理化を図るため，無線局免許状等の「電波の型式，周波数及び空中線電力」の欄は，周波数等（※1）の一括表示記号が記載されることとなります。無線局免許状等の記載内容として，記号ごとに，その内容が法令（※2）により定められておりますので，必ず記号の内容を確認してから，アマチュア局を運用してください。

※1 周波数等とは，「電波の型式，周波数及び空中線電力」のことです。

※2 アマチュア局に指定することが可能な電波の型式，周波数及び空中線電力を一括して表示する記号を定める件（令和5年総務省告示第77号）

周波数等の一括表示記号は，アマチュア局が多数の免許人の方で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用しており，かつ，一の規格であること等から，その態様等に鑑みて，いずれのアマチュア局であっても「周波数の割当て可能性」が同じとなることに着目して，アマチュア局として周波数の割当て（割当てに係る空中線電力を含む。）が可能な全範囲について，周波数等の一括表示記号を導入するものです。一方

で，無線従事者資格等の区分に応じた周波数等の制限があることから，全てのアマチュア局に同一の周波数等の一括表示記号による表示をすることは不合理であるため，結果として，これらの区分に応じた周波数等の一括表示記号を定めるものとしたものです（無線従事者資格に紐付いて周波数等の一括表示記号を定めたものではなく，結果として無線従事者資格等の区分に応じた周波数等の一括表示記号と見えることとなったものに過ぎません。）。

これにより，申請書の記載や免許状等の表記の簡素合理化が図られており，また，電子申請にも，より適したものとなっております。**これまで申請にあたっては，工事設計書の無線設備に応じて，無線局事項書に周波数等を事細かく記載することが必要でしたが，「□指定可能な全ての電波の型式，周波数及び空中線電力」に，チェックをするのみとなります。**

アマチュア無線に興味・関心を持った青少年などの初心者やライトユーザーの方にとって分かりやすい手続や申請書等のアマチュア局の免許制度とすることで，申請者等の方の利便性向上や手続の迅速化とともに行政コストの削減にもつながるものです。

なお，あくまでも無線局免許状等の記載上の簡素化等を行うためのものですので，実際には，工事設計書に記載した無線設備が発射可能な周波数等以外は使用できません。また，工事設計書の記載などはこれまでどおり必要であり，無線設備を取替，増設，撤去，変更等する場合は，申請又は届出が必要です（周波数等の一括表示記号は，工事設計書の記載では使用できません。）。なお，人工衛星等のアマチュア局については，国際調整の結果を踏まえ，個別に周波数等を指定すること等から，周波数等の一括表示記号の対象外としております。

また，周波数等の一括表示記号の導入に併せて，占有周波数帯幅の許容値の簡素合理化や個々の送信機等ごとに適切な監理，把握を行う等のため，関係規定の整理を行っておりますので，詳細は法令をご確認ください。

○「指定周波数」と「動作することを許される周波数帯」

周波数等の一括表示記号は，「指定周波数」により定められておりますが，この「指定周波数」に対応する「動作することを許される周波数帯」は，次の告示のとおりです。アマチュア局においては，その発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も，その局が動作することを許された周波数帯から逸脱してはならないこととされています（無線局運用規則第257条）。また，アマチュア局の運用に際しては，いわゆるバンドプラン（法令）を守らなければなりません（無線局運用規則第258条の2）。

・アマチュア局が動作することを許される周波数帯を定める件（平成21年総務省告示第126号）
・いわゆるバンドプラン（法令）（アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件（令和5年総務省告示第80号））

●周波数等の一括表示記号

一括表示記号	無線局の区分	無線従事者の資格
1AF	移動しない局	第一級アマチュア無線技士
1AM	移動する局	
2AF	移動しない局	第二級アマチュア無線技士
2AM	移動する局	
3AF	移動しない局	第三級アマチュア無線技士
3AM	移動する局	
4AF	移動しない局	第四級アマチュア無線技士
4AM	移動する局	
ATR	アマチュア業務の中継用無線局	

※記号ごとの内容については、電波利用ホームページ「アマチュア無線」コーナーにも掲載しておりますので、ご確認ください。
〔資料3〕〔資料4〕

○工事設計書の記載とアマチュア局特定附属装置について

無線局免許状等の記載上の簡素合理化のため，周波数等の一括表示記号が導入されますが，実際には，工事設計書に記載された無線設備が発射可能な周波数等以外は使用できないこととなっております。

「アマチュア局特定附属装置」については，すべてのアマチュア局の送信機の外部入力端子に「アマチュア局特定附属装置」が接続されることを前提として捉えることとしておりますので，アマチュア局特定附属装置が送信機の外部入力端子に接続されている場合には，工事設計書に当該アマチュア局特定附属装置に係る電波の型式が記載されていない場合であっても，当該電波の型式を使用することができます。

資料３

アマチュア局

無線局免許状等に記載される

周波数等の一括表示記号

令和5年(2023年)9月25日スタート

アマチュア局を運用する前に必ず御確認ください

周波数等の一括表示記号は、無線局免許状等の「電波の型式、周波数及び空中線電力」の欄に記載されている記号です。
無線局免許状等の記載内容として、記号ごとに、その内容が法令により定められておりますので、必ず記号の内容を確認してから、アマチュア局を運用してください。

総務省総合通信基盤局

周波数等の一括表示記号Q&A

Q 周波数等※の一括表示記号の範囲内であれば、無線設備の変更などに関する手続をせずに、アマチュア局を運用できますか？

A 無線設備の変更などに関する申請(届出)や無線局の検査など、**無線設備・工事設計書に関する手続は、引き続き必要です。**周波数等の一括表示記号は、無線局免許状等の記載上の簡素合理化を行うものであり、実際には、**工事設計書に記載された無線設備が発射可能な周波数等以外は、使用できません。**

※周波数等とは、「電波の型式、周波数及び空中線電力」のことです。

Q アマチュア局を開設・運用しているところに、新たに購入した適合表示無線設備※を使用したい場合は、どうすればいいですか？

A 総合通信局等に変更の「届出」をお願いします。法令に定められた形式上の要件に適合している**「届出」が総合通信局等に到達する前に、使用することはできません。▶**周波数等の一括表示記号が導入されたことで、適合表示無線設備の取替、増設、撤去は、「届出」となりました。なお、改造などの変更をする場合は、変更申請等が必要となります。 ※技術基準適合証明等を受けた無線設備

Q 工事設計書も周波数等の一括表示記号を使用して記載できますか？

A 工事設計書の記載には、周波数等の一括表示記号は使用できません。周波数等の一括表示記号は、無線局免許状等の記載を簡素合理化するものです。▶なお、周波数等の一括表示記号が導入されたことで、無線局事項書の周波数等の記載がチェック欄のみとなり、大幅に簡素合理化されました。

Q 周波数等の一括表示記号を使用しない免許等を受けることはできますか？

A できません。アマチュア局※は、周波数等の一括表示記号により免許等します。また、その範囲を超える免許等もできません。周波数等の一括表示記号は、アマチュア局として周波数等の割当てが可能な全範囲となっています。▶アマチュア局は、多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用しており、周波数の利用状況等も踏まえ、適宜、適切に、周波数等の一括表示記号の見直しを行っていくこととしております。▶施行日に、お手元の無線局免許状等に記載された周波数等は、法令により周波数等の一括表示記号に読み替えが行われております。

※人工衛星等のアマチュア局を除きます。

すべてのアマチュア局で交信体験できます

免許人の監督と責任で7つのルールに従って無資格者に交信体験ができます。詳しくは、電波利用ホームページを御確認ください。

アマチュア無線は仕事に使えません

～免許をもっていても 電波法違反です～

アマチュア無線を仕事に使用すると、電波法違反となります(1年以下の懲役または100万円以下の罰金。会社やその代表者にも罰則があります。)。仕事で無線を使う場合は、簡易無線(登録局)、特定小電力無線、IP無線、トランシーバアプリ等を御検討ください。

お問い合わせ先

区分及び管轄区域	電話番号
北海道総合通信局(陸上課)	(011)709-2311 (内)4655
管轄区域：北海道	
東北総合通信局(陸上課)	(022)221-0688
管轄区域：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	
関東総合通信局(陸上第三課)	(03)6238-1937
管轄区域：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	
信越総合通信局(無線通信課)	(026)234-9988
管轄区域：新潟、長野	
北陸総合通信局(無線通信課)	(076)233-4481
管轄区域：富山、石川、福井	
東海総合通信局(陸上課)	(052)971-9622
管轄区域：岐阜、静岡、愛知、三重	
近畿総合通信局(陸上第三課)	(06)6942-8564
管轄区域：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	
中国総合通信局(陸上課)	(082)222-3369
管轄区域：鳥取、島根、岡山、広島、山口	
四国総合通信局(無線通信課)	(089)936-5034
管轄区域：徳島、香川、愛媛、高知	
九州総合通信局(陸上課)	(096)326-7865
管轄区域：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	
沖縄総合通信事務所(無線通信課)	(098)865-2315
管轄区域：沖縄	
総務省総合通信基盤局電波部移動通信課	(03)5253-5895

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ
https://www.tele.soumu.go.jp/
電波利用 検索

リサイクル資料 この印刷物は、回収後は紙へリサイクルできます。

2023.6

アマチュア局の周波数等の一括表示記号

※周波数等とは、「電波の型式、周波数及び空中線電力」のことです。

指定周波数	電波の型式	周波数等の一括表示記号 1AF 移動しない	1AM 移動する	2AF 移動しない	2AM 移動する	3AF 移動しない	3AM 移動する	4AF 移動しない	4AM 移動する	附　款
		空中線電力								
136.75kHz	全ての電波の型式	200W	50W	200W	50W	50W	50W	10W	10W	別記1、2、3
475.5kHz		200W	50W	200W	50W	50W	50W	10W	10W	別記1、3、9、10
1,910kHz		1,000W	50W	200W	50W	50W	50W	10W	10W	別記1（1.825kHzから1,875kHzまでに限る。）
3,537.5kHz		1,000W	50W	200W	50W	50W	50W	10W	10W	別記1（3.575kHzから3.580kHzまで及び3.662kHzから3.680kHzまでに限る。）
3,798kHz		1,000W	50W	200W	50W	50W	50W	10W	10W	
7,100kHz		1,000W	50W	200W	50W	50W	50W	10W	10W	
10,125kHz		1,000W	50W	200W	50W	×	×	×	×	
14,175kHz		1,000W	50W	200W	50W	×	×	×	×	
18,118kHz		1,000W	50W	200W	50W	50W	50W	×	×	
21,225kHz		1,000W	50W	200W	50W	50W	50W	10W	10W	
24,940kHz		1,000W	50W	200W	50W	50W	50W	10W	10W	
28.85MHz		1,000W	50W	200W	50W	50W	50W	10W	10W	
52MHz	4AF、4AMは、モールス符号によるものを除く。	500W	50W	200W	50W	50W	50W	20W	20W	別記4（1AFに限る。）
145MHz		50W	50W	50W	50W	50W	50W	20W	20W	別記5
435MHz		50W	50W	50W	50W	50W	50W	20W	20W	別記5
1,280MHz		10W	1W	10W	1W	10W	1W	10W	1W	別記1、5、6、15（1AM、2AM、3AM及び4AMに限る。）
2,425MHz		2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	別記1、7、8、11
5,750MHz		2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	別記1、8、11、12
10.125GHz		2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	別記1
10.475GHz		2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	別記8、12
24.025GHz		2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	2W	別記11、12、13
47.1GHz		0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	別記12、13
77.75GHz		0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	
135GHz		0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	0.2W	
249GHz		0.1W	0.1W	0.1W	0.1W	0.1W	0.1W	0.1W	0.1W	
4.630kHz	A1A	1,000W	50W	200W	50W	50W	50W	×	×	別記14（1AF、1AM、2AF、2AM、3AF及び3AMに限る。）

- 附款(別記)も含めて、無線局免許状等の記載事項となります。附款(別記)も、必ず御確認ください。
- 「×」印は使用不可です。また、無線局の運用に当たっては、空中線電力は通信を行うため必要最小のものとしてください。
- 別記2及び別記10については、附款(別記)について、申請の審査等にあたり、必要に応じて総合通信局等が、計算書、建物の有無の状況や了解を証明する書類等を求めることがあります。書類の提出等を求められた場合は、即対応をお願いします。また、附款(別記)に適合しない無線局の運用をした場合は、電波法違反となる場合があります。

補足

- 周波数等の一括表示記号は、無線局免許状等の「電波の型式、周波数及び空中線電力」の欄に記載されている記号です。無線局免許状等の記載内容として、記号ごとに、その内容が法令※で定められておりますので、必ず記号の内容を確認してから、アマチュア局を運用してください。
  ※「アマチュア局に指定することが可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号を定める件」(令和5年総務省告示第77号)
- アマチュア業務の中継用無線局については、電波利用ホームページを御確認ください。また、人工衛星等のアマチュア局には、周波数等の一括表示記号は使用されません。

別記

1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地点から100mの範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100mを1として鉄道線路からの距離を表した値を二乗した値に1Wを乗じた値以下の場合に限る。

3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。

4 【1AFに限る】50MHzを超え51.5MHz以下の周波数を使用して外国のアマチュア局との通信を行うものであって、他の無線局の運用及び放送の受信に妨害を与えない場合に限り、1,000W以下の空中線電力とすることができる。

5 月面反射通信(月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この表において同じ。)を行う場合に限り、下の表の空中線電力以下とすることができる。

1AF	500W	2AF	200W	1AM、2AM、3AF、3AM	50W	4AF、4AM	20W

6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければならない。

7 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線(一の地点から見た地形及び地物と空との境界線をいう。)以下この表において同じ。)から3度以上の値としなければならず、また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマチュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。

8 月面反射通信を行う場合に限り、下の表の空中線電力以下とすることができる。

1AF	300W	2AF	200W	1AM、2AM、3AF、3AM	50W	4AF、4AM	20W

9 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。

10 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合(全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。)は、この限りでない。

11 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。

12 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。

13 月面反射通信を行う場合に限り、下の表の空中線電力以下とすることができる。

1AF、1AM、2AF、2AM、3AF、3AM	50W	4AF、4AM	20W

14 【1AF、1AM、2AF、2AM、3AF及び3AMに限る】この周波数の使用は、非常通信の連絡設定に使用する場合に限り、連絡設定後の通信は、他の電波により行わなければならない。ただし、他の電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

15 【1AM、2AM、3AM及び4AMに限る】この周波数の使用は、常置場所で使用する場合に限り、10W以下の空中線電力とすることができる。

周波数等の一括表示記号

資料4

○ アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用しており、かつ、一の規格であること等から、その態様等に鑑み、アマチュア局に指定することが可能な**電波の型式、周波数及び空中線電力を一括表示記号により表示**します。

○ 初心者やライトユーザーにとって分かりやすい手続や申請書等となり、申請者の利便性向上や手続の迅速化とともに行政コストの削減にもつながります。

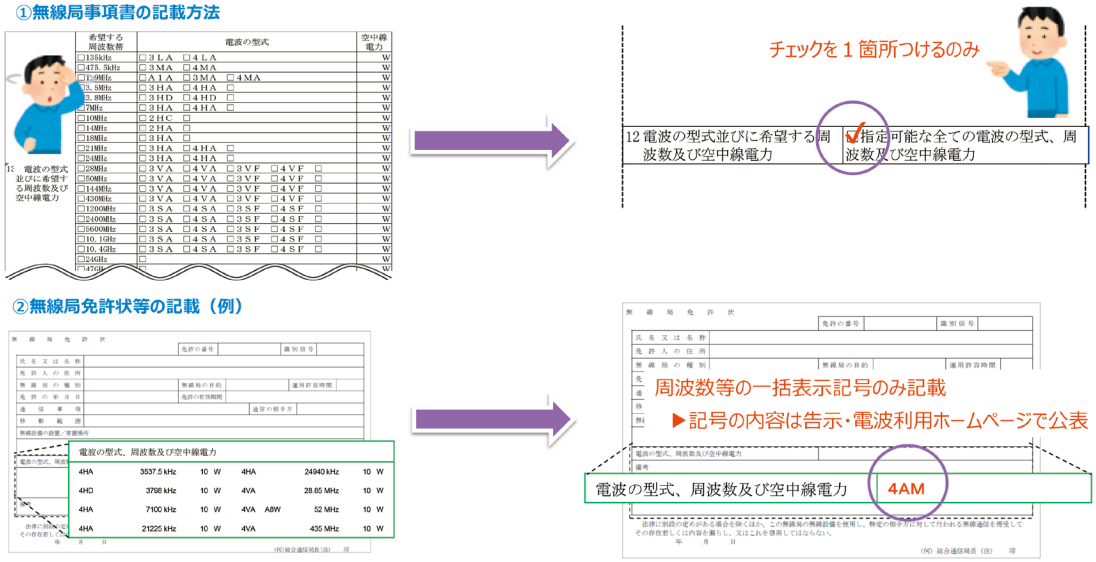

5. 適合表示無線設備の取替・増設・撤去に係る手続の簡素合理化

周波数等の一括表示記号の導入を踏まえて，アマチュア局については，技術基準適合証明等を受けた無線設備（適合表示無線設備）の取替，増設，撤去については，届出となります。

これにより，技術基準適合証明等を受けた無線設備（適合表示無線設備）のみを使用する，アマチュア無線に興味・関心を持った青少年などの初心者やライトユーザーの方にとって，分かりやすい手続や申請書等となり，申請者等の方の利便性向上や手続の迅速化とともに行政コストの削減にもつながります。

ただし，適合表示無線設備を改造する，附属装置を接続（※）する等の「変更」を行った場合は，届出にはなりません。変更申請が必要であり，また，国や登録検査等事業者による検査等又は保証実施者による保証が必要となります。

なお，適合表示無線設備を改造する等の変更の工事を行った場合は，適合表示無線設備の表示をその無線設備から除去しなければなりません。この場合，適合表示無線設備ではなくなりますので，その効果もなくなり，国や登録検査等事業者による検査等又は保証実施者による保証を受けなければ，使用することはできません。

※ 附属装置の接続については，「アマチュア局特定附属装置」に該当する場合は，変更には当たらず，届出も必要ありません。

※「無線設備の変更の工事をする場合の届出」については，JARL NEWS 2023年春号の10.お知らせ①，または，電波利用ホームページ「アマチュア無線」コーナーをご確認ください。

6. アマチュア局特定附属装置

「アマチュア局特定附属装置」の免許手続が簡素合理化されます。

「アマチュア局特定附属装置」については，すべてのアマチュア局の送信機（※）の外部入力端子に「アマチュア局特定附属装置」が接続されることを前提として捉えることとし，次のとおり簡素合理化されます。

これは，送信機にパソコンを接続して行うデジタル・データ通信が広がっており，送信機の外部入力端子にパソコンを接続して運用することが一般的なものとなっていること等を踏まえたものです。人工衛星等のアマチュア局については，この制度の適用はありません。

アマチュア局特定附属装置

資料5

○ **アマチュア局特定附属装置※は**、無線局事項書及び工事設計書への**記載を不要とする**とともに、開局時、無線設備変更時を問わず、アマチュア局特定附属装置を含めた**手続、検査等も不要とします。**（無線局事項書及び工事設計書の備考欄への「デジタルモードのため附属装置（PC）を接続」等の記載、送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の添付も不要となります。）

※無線設備の送信機の外部入力端子に接続する附属装置であって、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものをいいます。

○ **無線技術のソフトウエアの設計などの実験や技術の探求にチャレンジしやすくなります。**これにより、より自由で試行錯誤がしやすい環境が実現されることで、電波やアマチュア無線に興味を持って実験や技術の探求を続けることにつながり、ワイヤレス人材育成の裾野拡大につながります。

これまで

○アマチュア局特定附属装置を含めた**手続、検査等が必要。**
(現に免許を受けているアマチュア局は、その指定事項に変更がなければ、無線局事項書及び工事設計書の備考欄への「デジタルモードのため附属装置(PC)を接続」等の記載によりアマチュア局特定附属装置を追加する手続が簡素化される制度あり。)

改正後

○開局時、無線設備変更時を問わず、アマチュア局特定附属装置に係る**手続、検査等が不要。**

〔補足〕アマチュア局特定附属装置

パソコン、マイク、ファックス、ビデオカメラ、電鍵等が一般に該当するものと考えられますが、当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除きます。）に変更を来すものは除かれます。リニアアンプ、周波数変換装置などは対象外であり、無線局事項書及び工事設計書への記載や変更申請等が必要となります。

アマチュア局特定附属装置イメージ

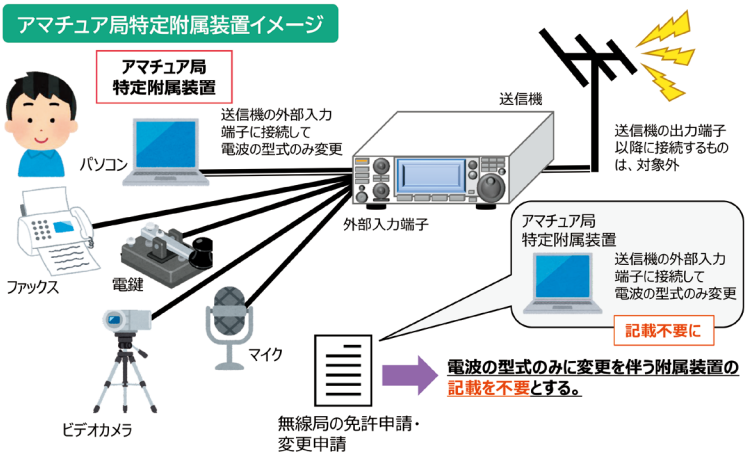

※適合表示無線設備以外の無線設備（送信機）も対象です。

①**アマチュア局特定附属装置については，無線局事項書及び工事設計書への記載は不要です。**（無線局事項書の備考欄への「デジタルモードのため附属装置（PC）を接続」等の記載，送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の添付も，不要です。）

※「無線局事項書及び工事設計書」に，アマチュア局特定附属装置に係る記載があっても，記載がない場合と同様に手続が行われます。

②**開局時，無線設備変更時を問わず，アマチュア局特定附属装置を含めた手続，検査等は，不要です。**

これにより，無線技術のソフトウエアの設計などの実験や技術の探求にチャレンジしやすくなり，より自由で試行錯誤がしやすい環境が実現されることで，電波やアマチュア無線に興味を持って実験や技術の探求を続けることにつながり，ワイヤレス人材育成の裾野拡大につながります。〔資料5〕

○アマチュア局特定附属装置とは

- 無線設備の送信機の外部入力端子に接続する附属装置であって，当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものをいいます。
- パソコン，マイク，ファックス，ビデオカメラ，電鍵等が一般に該当するものと考えられますが，当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来すものは除かれます。リニアアンプ，周波数変換装置などは対象外であり，無線局事項書及び工事設計書への記載や変更申請等が必要となります。

7. いわゆるバンドプラン（法令）の簡素合理化

初心者やライトユーザーの方にとって分かりやすいものとするため，いわゆるバンドプラン（法令）の簡素合理化を行います。

アマチュア局は多数の免許人の方で周波数を共用して電波を使用していることから，アマチュア局の周波数帯の中で，利用の態様による使用区別（いわゆるバンドプラン（法令））を設けることとしております。アマチュア局の運用に際しては，いわゆるバンドプラン（法令）を守らなければなりません（無線局運用規則第258条の2）。

また，ご存じのとおり，アマチュア無線は歴史が古く，これまでに引き継がれてきたマナーや慣習も存在します。アマチュア局にとって，バンドプラン（法令）だけでなく，マナーや慣習（JARLアマチュアバンドプラン）も守ってアマチュア局同士が譲り合って電波を使用することは大切なものと考えております。なお，マナーや慣習（JARLアマチュアバンドプラン）を法令によって規制等するものではありません。

いわゆるバンドプラン（法令）は，次の方針により定めております（令和5年9月25日施行）。今後も引き続き，周波数の利用状況等も踏まえ，適宜，適切に見直しを行ってまいります。

- 規制・制限は行わないことを基本としつつ，使用区別を設ける場合にあっては，特に専用的な使用区別に関して必要最小限とする。
- アマチュア局全体や当該アマチュア局の運用等に影響を与える使用区別（レピーター，衛星通信等）を，専用的な使用区別とする。
- 他の使用区別に対して一定の配慮が必要な使用区別（CW，EME，入門バンドである144MHz帯及び430MHz帯の広帯域（FM））を，専用的な使用区別とする。
- 上記以外は，全電波型式とする。
- なお，1.8MHz帯，3.5MHz帯，7MHz帯，10MHz帯，18MHz帯及び28MHz帯のCW専用使用区別は，7MHz帯以下は30kHz帯幅に揃え，それ以外は必要最小限のものとする。また，公衆網接続については，その利用の態様に鑑み入門バンドである144MHz帯及び430MHz帯では，必要最小限のものとする。〔資料6〕

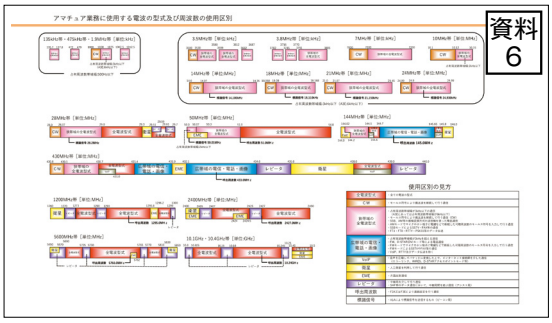

▲総務省・バンドプラン（最終ページ参照）

8. アマチュア局の周波数測定装置に係る規定の整理

アマチュア局の送信設備（※1）には，周波数測定装置（※2）又は代替装置（※3）を備え付けなければならないところ，当該代替装置の規定が電波法施行規則と告示に分かれており，分かりやすさの観点で，これを電波法施行規則（第11条の3第7号）に一本化しました。また，改正後の「事項書及び工事設計書」（免許規則別表第二号の三第3）の「周波数測定装置の有無」欄は，周波数測定装置と代替装置に分けて記載することとしました。引き続き，「26.175MHzを超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力10W以下の送信機のみの場合」は，記載は必要ありません。

なお，初心者やライトユーザーの方用の特例様式（免許規則別表第十三号第1，別表第十三号第2）の使用は適合表示無線設備に限られており，一般的に市販されている適合表示無線設備が概ね代替装置を備え付けていること等から，周波数測定装置の欄は設けず，周波数測定装置を備え付けている場合又は代替装置を備え付けていない場合に，備考欄にその旨を記載することとしています。

●改正後の工事設計書「周波数測定装置の有無」欄

周波数測定装置の有無	周波数測定装置 ※2	□有	□無
	施行規則第11条の3第7号の装置 ※3	□有	

※1 26.175MHzを超える周波数の電波を使用するもの、空中線電力10W以下のものを除く。
※2 その誤差が使用周波数の許容偏差の2分の1以下である周波数測定装置（電波法第31条）
※3 送信設備から発射される電波の特性周波数を0.025%（9kHzを超え526.5kHz以下の周波数の電波を使用する場合は、0.005%）以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置（電波法施行規則第11条の3第7号）

電波防護のための基準に適合するための電波の発射源からの距離の目安値（半波長ダイポールアンテナ（絶対利得：2.14dBi）の場合）　資料7

指定周波数	空中線電力の範囲			
	10W以下	10Wを超え50W以下	50Wを超え100W以下	100Wを超え200W以下
1,910 kHz	0.2m	0.4m	0.6m	0.8m
3,537.5 kHz	0.2m	0.5m	0.7m	0.9m
3,798 kHz	0.3m	0.5m	0.7m	1.0m
4,630 kHz	0.3m	0.6m	0.8m	1.2m
7,100 kHz	0.4m	0.9m	1.3m	1.8m
10,125 kHz	0.6m	1.3m	1.8m	2.5m
14,175 kHz	0.8m	1.8m	2.5m	3.5m
18,118 kHz	1.0m	2.2m	3.1m	4.4m
21,225 kHz	1.2m	2.6m	3.7m	5.2m
24,940 kHz	1.4m	3.1m	4.3m	6.1m
28.85 MHz	1.7m	3.6m	5.1m	7.2m
52 MHz	1.7m	3.7m	5.2m	7.3m
145 MHz	1.3m	2.9m	–	–
435 MHz	1.1m	2.5m	–	–
1,280 MHz	0.7m	–	–	–

9. お知らせ

○電波の強度に対する安全施設「簡易な適合確認書」

電波の強度が，人体の健康に好ましくない影響を及ぼさない基準値以下であることを確認する方法に，「簡易な適合確認書」を追加しました。電波利用ホームページに公開しておりますので，適合確認にご活用ください。

「簡易な適合確認書」は，電波防護のための基準への適合確認をより簡易に行うためのものです．半波長ダイポールアンテナ（絶対利得：2.14 dBi）を使用している場合においては，アマチュア無線で一般的に使用される周波数帯及び空中線電力ごとの基準に適合する電波の発射源からの距離の目安値は，〔資料7〕の表のとおりです。電波の発射源から一般の人々が通常出入りする場所までの距離を同表と比較することにより，簡易的に適合性を確認することができます。ここで，電波の発射源からの距離とは，空中線の素子の最近接箇所からの距離をいいます（給電点や構造上の中心点からの距離ではありません）。より大きな利得の空中線を使用している場合や増幅器を使用している場合など，「簡易な適合確認書」の使用に当たっての前提条件を満たさない場合は，同じく電波利用ホームページに公開している「簡易な適合確認プログラム」などにより，個別に適合性を検討してください。なお，「簡易な適合確認書」は，電波防護のための基準に適合することを簡易的に確認するためのものであり，これ以外の方法でも，詳細な計算を行うことにより適合性を確認できることがあります。〔資料8〕

簡易な適合確認書　資料8

▲（総務省）簡易な適合確認書（半波長ダイポールアンテナ）
https://www.tele.soumu.go.jp/j/others/amateur/confirmation/safety/

○空中線電力20W以下の送信機の部品について

空中線電力20W以下の送信機の部品の工事設計を改める場合又は取り替える場合は，無線設備の電気的特性（電波の型式を除く。）に変更を来さない場合に限り，許可を要しない工事設計の軽微な事項として届出とすることができるようになります。例えば，送信機等にリニアアンプや周波数変換装置などの接続を行って，空中線電力や周波数など（電波の型式を除く。）に変更を来すこととなる

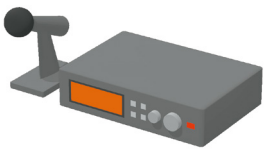

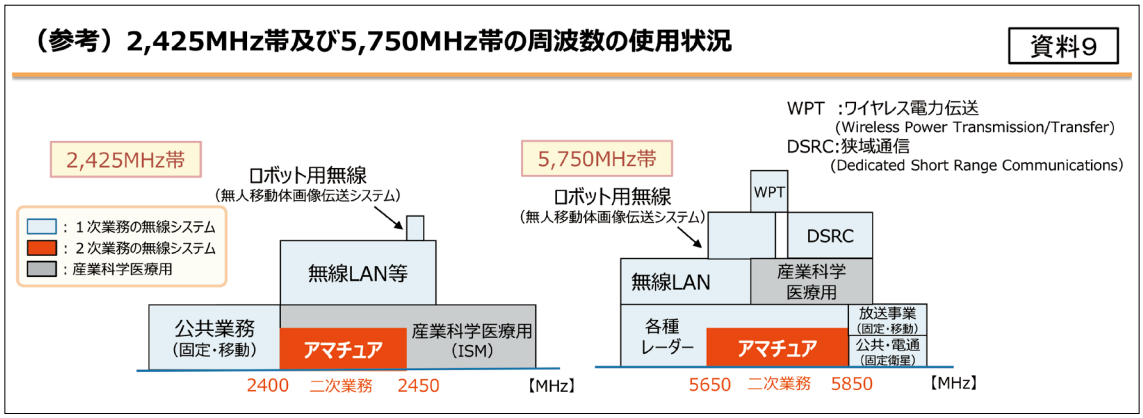

場合など，無線設備の電気的特性に変更を来す場合は，工事設計の軽微な事項とはならないため，国や登録検査等事業者による検査等又は保証業者による保証が必要となります。なお，電気的特性とは，電波の型式，周波数，空中線電力，スプリアスその他のものをいいます。

周波数等の一括表示記号の導入に伴い，個々の送信機等ごとに適切な監理，把握を行う等が電波監理上必要となることから，送信機が発射することを予定していない電波を発射しうる電気的特性に変更を来すような変更等は，許可や検査等の手続の対象となっております。

○2,425MHz帯及び5,750MHz帯の周波数の使用状況（アマチュア局の二次業務の周波数）

アマチュア局の二次業務の周波数のうち2,425MHz帯及び5,750MHz帯の周波数は，2.4GHz帯では無線LAN等が，5.7GHz帯では無線LAN，無人移動体画像伝送システムがそれぞれ用いられているほか，5.8GHz帯はDSRCシステムに割り当てられており，主として高速道路のETCシステムや駐車場管理等に用いられていますので，それらの無線システム付近での使用は避ける等，運用の際には適切な措置を執る必要があります。なお，前回，ご紹介させていただきましたが，無線設備が2,425MHz帯及び5,750MHz帯を発射可能な場合は，申請に当たり「一次業務の無線局に有害な混信を生じさせることがないよう，適切な措置を執ることができるものであること」を確認できる書類をご提出いただいております（電波利用ホームページに「二次業務の周波数の使用に当たっての確認書（例）」を掲載しておりますので，ご活用ください。）。

（参考）2,425MHz帯及び5,750MHz帯の周波数の使用状況〔資料9〕

10．電波利用ホームページ「アマチュア無線」コーナーの公開

総務省では，電波利用ホームページに新たに「アマチュア無線」のコーナーを公開し，アマチュア無線に関する制度や情報等について周知広報を行っております（今回の制度改正内容についても，順次公開しております。）。様々な情報をまとめておりますので，ぜひ一度，ご確認ください。ご不明な点など，お問い合わせは，各地の総合通信局等へお願いいたします。

▲電波利用ホームページ「アマチュア無線」
https://www.tele.soumu.go.jp/j/others/amateur/index.htm

11．アマチュア無線交信体験（体験運用）のリーフレットの公開

JARL（8J1RL）の「こどもの日特別運用」をはじめとして全国のJARL会員の皆さま方により，それぞれの方が・それぞれの知識や経験を生かした創意工夫で，交信体験（体験運用）に取り組んでいただいていると伺っております。今，アマチュア無線界の，草の根の力強いうねりを感じております。

アマチュア無線交信体験（体験運用）のリーフレット

資料10

総務省では，JARL会員の皆さま方の交信体験（体験運用）をサポートさせていただくため，**アマチュア無線交信体験（体験運用）のリーフレットを電波利用ホームページに公開しております〔資料10〕**。この1枚に，制度の趣旨やルールをまとめて紹介させていただいておりますので，交信体験のご紹介や交信体験の場で，ぜひ，ご活用ください（※そのまま少量コピーして配布するのであれば，総務省の許可等は不要です。他の印刷物の一部とする，加工・編集等については，ご遠慮ください。）。

また，このリーフレットと連携する形で，JARLホームページでは「体験運用マニュアル」が公開されております。このマニュアルでは，体験運用する際のQ&A，交信内容の例，欧文通話表や和文通話表も掲載されており，実際の交信体験（体験運用）にあたっては，大変分かりやすく・便利なマニュアルであり，電波利用ホームページからも，ご紹介させていただいております。

JARL会員の皆さま方のお力で，青少年など一般の方が，アマチュア無線や電波の楽しさ・大切さ・使う責任を知る・学ぶことにより，科学技術や無線技術に対する理解と関心が深まることに期待しております。

▽（総務省）いつでも・どこでも・だれでも　アマチュア無線の交信体験ができるようになりました
https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/others/amateur/exp_leaflet.pdf

12. 謝辞

令和2年12月の意見募集にJARL様からご意見をいただいたことをきっかけに，本制度改正の議論，検討が始まりました（その経緯等の詳細につきましては，電波利用ホームページをご確認ください。）。これに際しては，JARL会長髙尾様から，「JARLは，大正15年（1926年）に創立して以来，長きにわたって，アマチュア無線の普及活動や人材育成などの活動を続けて来られた」こと，また，「戦後発展した無線通信技術を支えてきた人材はアマチュア無線から生まれたとも言われており，戦後生まれた

様々なイノベーションに，アマチュア無線という「趣味」が大きく貢献したという歴史がある」ことを伺いました。

本制度改正は，JARL様のこれまでの地道な活動が積み上がってのものであることは言うまでもありません。また，この2年半に及ぶ議論，検討に当たっては，JARL様をはじめとする多くの関係者の皆さま方から，それぞれの立場を越えて，多大なるご尽力やご協力をいただきました。

この場をお借りして，改めて深く感謝の意を表します。

13. さいごに

新制度の公布・施行，周知広報やアマチュア無線界の取組も始まり，ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための環境が整ってまいりました。ワイヤレス人材の育成は一朝一夕にはいかないものであり，新制度が効果的なものとなるためには，これからのアマチュア無線界の地道な取組が重要となります。ワイヤレス人材育成の裾野を広げる取組に，ぜひともJARL会員の皆さま方のご協力をお願いいたします。

JARL会員の皆さま方のお力により，ワイヤレス人材育成の取組がアマチュア無線界だけにとどまらず，広く，情報通信・電波に関係する皆さま方や世の中に広がっていき，さらに，アマチュア無線がSociety 5.0を支える人づくりの礎となっていくことが期待されております。

JARL様は，3年後の令和8年（2026年）には創立100年を迎えられると伺っております。100年の長きにわたり，アマチュア無線の健全な発展，あわせて内外の無線科学，文化の向上と発展に寄与され，今，JARL様への期待は，これまで以上に高まっております。JARL様およびアマチュア無線の，ますますのご発展を心よりお祈り申し上げます。

2023年春号に続き，最後までお読みいただき，誠にありがとうございました。

電波法施行規則等の一部を9月25日に施行！！
―― アマチュア無線を活用したワイヤレス人材育成等に期待 ――

令和5年3月22日に電波法施行規則等の一部の改正が行われ，9月25日には無線局免許状に記載される周波数等の一括表示記号やいわゆるバンドプランの告示などの見直しが行われることになります。

今回の制度改正は，JARL NEWS前号と今号に掲載された総務省総合通信基盤局電波部移動通信課様の記事にもありますとおり，JARLから，令和2年12月に「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で行われた意見募集に提出した「技術者の人材育成や無線技術の実験・研究開発の促進を見据えたアマチュア無線の制度緩和が必要」との意見をきっかけに議論，検討が始まったものです。

その後，ワイヤレス人材育成の観点からアマチュア無線をより活用しやすい制度・環境等の実現に向けて，令和4年1月から開催された「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザリーボード」において，同年8月に「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用に関する提言」が取りまとめられ，その提言等をふまえたものです。

これにより，ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための，アマチュア無線の体験機会や活用機会の拡大，デジタル化の推進，免許手続の迅速化や制度の簡素合理化による申請者の負担軽減や申請処理期間の短縮，行政の効率化等がより一層進むことになります。

制度改正の詳細につきましては，本誌前号と今号で総務省様に解説いただいておりますので，会員以外の方にも今回の制度改正については，広くご理解いただき，ワイヤレス人材育成へのご協力をいただきたたく，会員の皆様には今回の制度改正についてご理解いただき周知等にご協力いただきますようお願いいたします。

最後になりますが，制度改正についてJARL NEWSで2号にわたり解説をいただきました総務省様にお礼を申し上げます。

また，今回の制度改正を活用してアマチュア無線界をあげてワイヤレス人材育成に取り組んで参りますので，会員の皆様にはご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

一般社団法人日本アマチュア無線連盟
会長　JG1KTC　髙尾　義則

【注意】令和5年9月25日（月）に施行予定の内容です

アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別

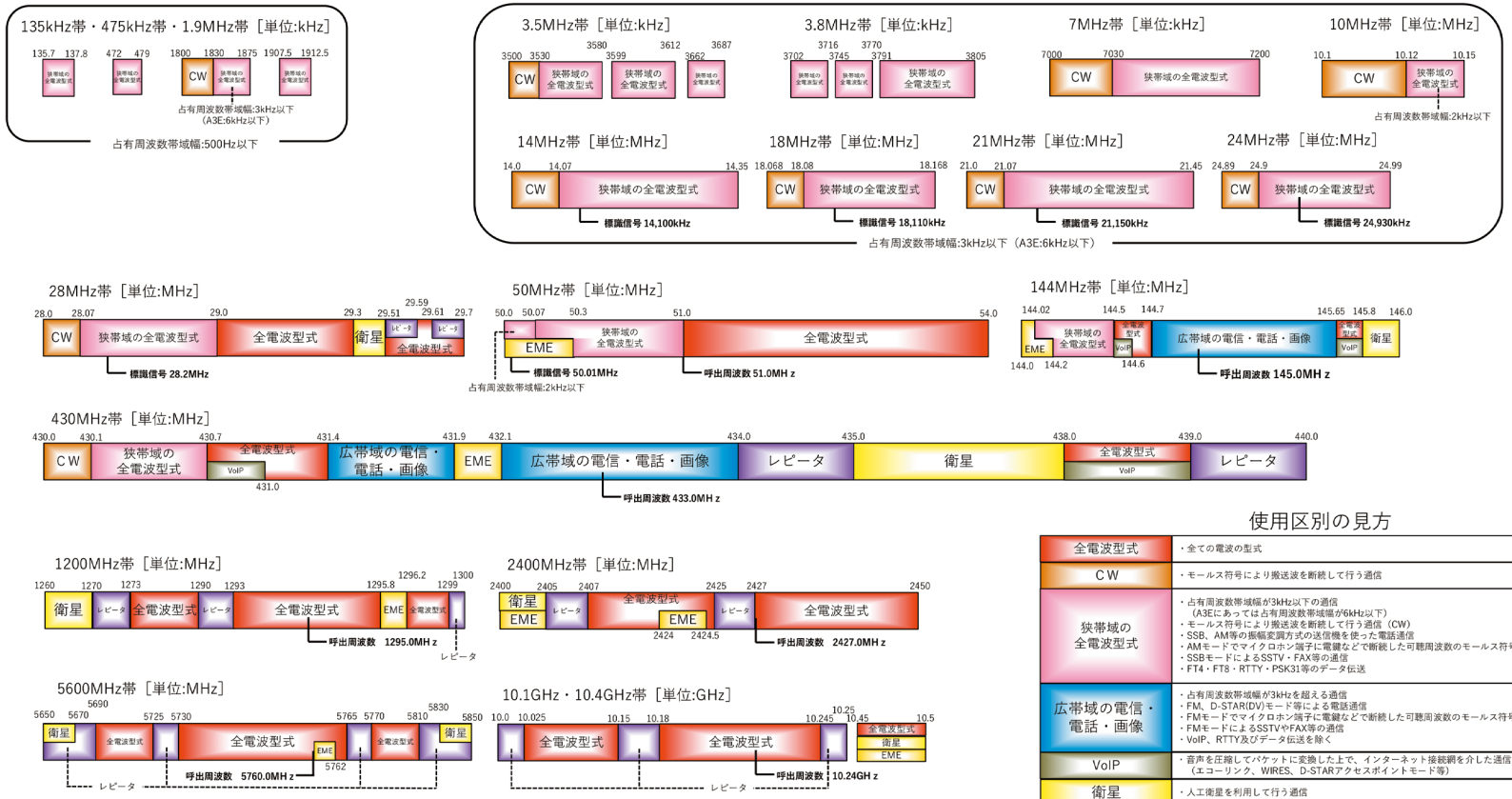

使用区別の見方

全電波型式	・全ての電波の型式
CW	・モールス符号により搬送波を断続して行う通信
狭帯域の全電波型式	・占有周波数帯域幅が3kHz以下の通信 （A3Eにあっては占有周波数帯域幅が6kHz以下） ・モールス符号により搬送波を断続して行う通信（CW） ・SSB、AM等の振幅変調方式の送信機を使った電話通信 ・AMモードでマイクロホン端子に電鍵などで断続した可聴周波数のモールス符号を入力して行う通信 ・SSBモードによるSSTV・FAX等の通信 ・FT4・FT8・RTTY・PSK31等のデータ伝送
広帯域の電信・電話・画像	・占有周波数帯域幅が3kHzを超える通信 ・FM、D-STAR(DV)モード等による電話通信 ・FMモードでマイクロホン端子に電鍵などで断続した可聴周波数のモールス符号を入力して行う通信 ・FMモードによるSSTVやFAX等の通信 ・VoIP、RTTY及びデータ伝送を除く
VoIP	・音声を圧縮してパケットに変換した上で、インターネット接続網を介した通信 （エコーリンク、WIRES、D-STARアクセスポイントモード等）
衛星	・人工衛星を利用して行う通信
EME	・月面反射通信
レピータ	・中継局を介して行う通信 ・SHF帯のデータ通信において、中継局間を結ぶ通信（アシスト局）
呼出周波数	・F2A又はF3Eにより連絡設定を行う通信
標識信号	・A1Aにより標識信号を送信するもの（ビーコン局）

注：この表は、「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件」（令和５年総務省告示第 80 号）を基に図示したものです。

P.19 に関連記事があります